

寒い冬を迎え、家の中に閉じこもりがちですが、冬休みは1年を振り返り、心を新たに頑張ろうとする節目のときです。また、家族・親戚がそろうときでもあり、対話を大切に、温かいふれあいの場を大切にしましょう。「一年の計は元旦にあり」といいます。3年生は来春からの希望に満ちた将来へのステップに、1・2年生は来年度へのステップになるよう、冬休みを有意義なものにしましょう。

## 1 規則正しい生活をしよう

- ① 計画表を作り、それを実行し反省をしよう。
- ② 服装を整え、礼儀正しい言動をしよう。
- ③ 起床時刻、就寝時刻を決め、きちんと朝食をとり、生活のリズムをつくろう。
- ④ 家の手伝いや奉仕活動などを進めよう。
- ⑤ テレビやゲーム等は長時間にわたらないようにしよう。

## 2 家庭学習に力を入れよう

- ① 計画表をもとに、学習時間をきちんと確保し、夏休みの課題に取り組もう。
- ② 1・2年生は1学期の復習を中心に、3年生は進路実現に向けて全力でがんばろう。
- ③ 多くの本に親しみ、幅広い知識を身につけよう。

## 3 健康・安全・事故防止に努めよう

- ① 交通の規則（特に、並進・無灯火・二人乗り・飛び出しは厳禁）や道徳を守り、加害者や被害者にならないように十分に注意しましょう。
- ② 自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用する。あごひもをしっかり締めましょう。
- ③ 外出時の帰宅時間は午後5時とし、友達同士による外泊は禁止とします。
- ④ ナイフ等の所持・携帯、エアガン、爆竹、ロケット弾などの危険なものは禁止します。
- ⑤ 未成年者として禁止されていることは絶対にしません。（喫煙、飲酒など）
- ⑥ 不良行為、不審者、痴漢行為などに遭遇した場合は110番への急報し、外出時防犯ブザーを携帯しましょう。
- ⑦ 火気の取り扱いには注意し、また、危険な場所や立ち入り禁止区域には入らない。
- ⑧ 携帯電話・スマートフォンの取り扱いについては家庭でのルールを守りましょう。  
※神崎市「児童生徒のスマートフォン・携帯電話等の利用に関する指針」神崎市PTA連絡協議会 参照
- ⑨ SNS等を利用する際には保護者責任のもとで、法令を遵守して使用しましょう。  
※SNSで多い犯罪…著作権法違反、業務妨害罪、侮辱罪、名誉毀損罪、青少年保護育成条例違反 等
- ⑩ ゲームセンター（ゲームコーナー）・インターネットカフェ・カラオケボックスへの出入りは保護者同伴とします。  
その他の外出については、保護者の了承を得て、事件事故等のトラブルに巻き込まれないようにしましょう。

## 4 校外行事・地区行事（ふれあい活動・奉仕活動）について

- (1) 地区での活動には、思いやりの心を持って積極的に参加しましょう。
- (2) ふれあい活動を通して、地区の人たちと進んで話し合しましょう。

※事故や問題が起こったら、学校に届け出る。緊急の場合は、110番、119番に連絡しましょう。

## 【保護者用】 冬休みの生活について

神崎市神崎中学校

冬休みにつきましては、「冬休みの生活について（生徒用）」で下記のように指導しています。また、生徒たちは計画表をつくり、有意義な冬休みとなるよう目指しています。年末、年始は家族、親戚の方とのふれあいも多くなると思いますが、ふれあいの中で自らを振り返らせ、新学期に向けて良いスタートができるようによろしくお願い致します。

### 1 学習

学習計画にしたがって、毎日3時間程度の学習時間をもたせてください。特に、1・2年生は苦手科目の復習を重点的に行ったほうが良いと思います。家庭学習を習慣化するための4つのポイントは以下の通りです。

- ① 生活のリズムを整えること。
- ② 学ぶ雰囲気をつくること。
- ③ 小さな「がんばり」を見つけ、ほめること
- ④ 家族の対話を大切にすること

佐賀県教育委員会『家庭学習の手引き』より一部抜粋

※新学期に向けて、ご家庭でも学習に関するお子様への声かけをよろしくお願いいたします。

### 2 生活

- (1) 学校で作成した計画表をもとに、それを実行し反省すること。
- (2) 服装を整え、礼儀正しい言動をすること。
- (3) 起床時刻、就寝時刻を決め、きちんと朝食をとり、生活のリズムをつくること。
- (4) 家の手伝いや奉仕活動などをすすんですること。
- (5) テレビやゲーム等は長時間にわたらないようにすること。

この5点を生徒にも伝えていきます。確認していただき、ご家庭でも指導をお願いします。

### 3 健康・安全・事故防止

- (1) 交通の規則（特に、並進・無灯火・二人乗り・飛び出しは厳禁）や道徳を守り、加害者や被害者にならないように十分に注意させる。
- (2) 自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用する。あごひもをしっかりとめさせる。
- (3) 外出時の帰宅時間は午後5時とし、友達同士による外泊はさせない。
- (4) ナイフ等の所持・携帯、エアガン、爆竹、ロケット弾などの危険なものを所持、使用させない。
- (5) 未成年者として禁止されていることをさせない。（喫煙、飲酒など）
- (6) 不良行為、不審者、痴漢行為などに遭遇した場合は110番へ急報。外出時防犯ブザーを携帯させる。
- (7) 火気の取り扱いに注意させる。また、危険な場所や立ち入り禁止区域には入らせない。
- (8) 携帯電話・スマートフォンの取扱いは家庭でのルールを守らせる。  
※神崎市「児童生徒のスマートフォン・携帯電話等の利用に関する指針」神崎市PTA連絡協議会 参照
- (9) SNS等を利用する際には保護者責任のもとで、法令を遵守して使用させる。  
※SNSで多い犯罪…著作権法違反、業務妨害罪、侮辱罪、名誉毀損罪、青少年保護育成条例違反 等
- (10) ゲームセンター（ゲームコーナー）・インターネットカフェ・カラオケボックスへの出入りは保護者同伴とする。  
その他の外出については、保護者の了承を得て、事件事故等のトラブルに巻き込まれないようにさせる。

### 4 その他

- (1) 地区での活動には、思いやりの心を持って積極的に参加をさせてください。
- (2) ふれあい活動を通して、地区の人たちとすすんで関わりをもたせてください。

※事故や問題が起こったら、学校に届け出る。

緊急の場合は、まず110番、119番に連絡をお願いします。 神崎中学校 (0952) 52-3175